

日本馬術連盟 競技会関連規程集に収録の規程の一部改定について（新旧対照表）

改 定 案	現 行
<p style="text-align: center;"><b>日本馬術連盟獣医規程</b></p> <p>(獣医師) 第 1004 条 2 (4) 臨場した日馬連競技会における獣医事基本情報（および特記事項）を 所定の様式で報告する。<u>日馬連主催競技会においては 1 週間以内に 事務局宛てに提出すること。公認競技会においては各種目の公認競 技会規程の規定に則って提出すること。</u></p> <p>【以下参考】 全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 26 条 報告書 3 臨場した獣医師は、<u>全競技終了後 30 分以内に別に定める様式により獣 医事報告書を主催者に提出し、主催者はそのコピーを審判長に渡すとと もに、原本を当連盟事務局に提出するものとする。</u></p> <p>全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 17 条 報告書 3 臨場した獣医師は、<u>別に定める様式により獣医事報告書を主催者に提出 し、主催者はそれを公認競技会終了後 1 週間以内に当連盟事務局に提出 するものとする。</u></p> <p>総合馬術競技およびエンデュランス競技に関する公認競技会規程 第 11 条 報告書 2 臨場した獣医師は、別に定める様式により獣医事報告書を主催者に提出</p>	<p style="text-align: center;"><b>日本馬術連盟獣医規程</b></p> <p>(獣医師) 第 1004 条 2 (4) 臨場した日馬連競技会における獣医事基本情報（および特記事項） を所定の様式で 1 週間以内に日馬連に報告すること</p> <p>【以下参考】 全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 26 条 報告書 3 臨場した獣医師は、<u>公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式によ り獣医事報告書を本連盟事務局に提出するものとする。</u></p> <p>全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 17 条 報告書 3 臨場した獣医師は、<u>公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式によ り獣医事報告書を本連盟事務局に提出するものとする。</u></p> <p>総合馬術競技およびエンデュランス競技に関する公認競技会規程 第 11 条 報告書 2 臨場した獣医師は、別に定める様式により</p>

改 定 案	現 行
<p>し、主催者はそれを公認競技会終了後 1 週間以内に当連盟事務局に提出するものとする。</p> <p>3 (公認エンデュランス競技会のみ) (変更なし)</p>	<p>り獣医事報告書を本連盟事務局に提出すること。</p> <p>3 (公認エンデュランス競技会のみ) 審判長ならびに獣医師団長は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式により本連盟事務局に報告書を提出すること。</p>